

令和2年4月9日

西宮市立留守家庭児童育成センター  
利用保護者の皆様

西宮市育成センター課

### 留守家庭児童育成センターの休所について

平素は本市子育て支援施策にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、**4月13日から育成センターは休所します**。保護者の皆様にはご不便をおかけしますが、緊急事態宣言および学校臨時休業の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

**感染防止対策が最優先であることから原則家庭での保育をお願いします**が、下記の対象世帯に限り、学校での預かり事業を実施しますので必ず締め切り日までに申請していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 預かり事業の概要

対象世帯：市内に住所を有する小学校1年生から3年生のうち、保護者がともに医療・介護従事者、警察、消防、ライフライン業務など市民の生命、安全の確保に関する業務に従事している場合、また、食料品、医薬品販売など社会生活の維持に関する業務に従事している場合及びひとり親家庭で仕事が休めず近隣に親族等で子どもの世話を頼める人がいない方に限ります。

期 間：4月13日～5月6日（土・日・祝は除きます）

時 間：午前9時00分（8:30以降に登校）～午後5時（延長はありません）

体 制：午前中は教員等、午後は育成センター指導員による体制となります。

通常の育成センターでの保育とは異なりますのでご了承ください。

#### 2 注意事項

① **預かり事業の詳細、申請方法は市ホームページをご覧ください。**

② お弁当、水筒を持参してください。

③ 今後の感染状況等の変化により、急遽事業を中止する可能性があります。

④ 4月分の育成料は育成センター利用の有無にかかわらず全額減免とします。

（春休みのみの利用者を除く）。

#### 3 問合せ・申込み

預かり事業につきましては、市ホームページよりお申込みができます。

市ホームページ（ページ番号：93491184）で検索

「西宮市立小学校臨時休業中の家庭生活について（学校での預かり）」

<https://www.nishi.or.jp/kosodate/kyoiku/gakkokyoiku/oshirase/20200409azukari.html>



育成センターの休所については、西宮市育成センター課 電話：0798-35-3659

以上